

※3/3 の回答予定日までは回答案として取り扱う。

令和8年2月5日

大津市新庁舎整備基本設計・実施設計業務

公募型プロポーザルに関する質問に対する回答（案）

No.	質問項目	質問内容	回答
1	配置予定技術者について	各主任技術者（設備・構造・積算）の選任につきまして、協力事務所へ業務を依頼の上、当該協力事務所所属の技術者を主任技術者として配置することは可能でしょうか。	設備・構造・積算については主たる業務であるため、再委託はできません。 協力事務所の所属の技術者を主任技術者として配置する場合は、派遣契約であれば可能です。
2	JVの組成について	共同企業体（JV）を構成しての参加可否、また、当該共同企業体の構成員に所属する技術者の中から、各主任技術者（設備・構造・積算）を選任・配置することは可能でしょうか。	令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿「建築士事務所」に登録されている者であることを参加資格としているため、共同企業体についてもその登録がなければ、参加はできません。
3	提案書の表現について (【参考資料】技術提案における視覚表現の取扱いについて)	国土交通省における「技術提案における視覚的表現の取扱い」の主なルールは、「表現」について過度な見栄えによる評価の偏りを防ぎ、提案内容を主軸とする公平な評価が基本と考えます。提案者が「過度な見栄え=許容されない表現の例」を提出してきた際は、減点対象として判断されますでしょうか。	技術提案の評価にあたっては、文章や文章を補完するイメージ図等の内容を評価することが基本であり、イメージ図等の見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。 なお、「技術提案における視覚的表現の取扱い」から逸脱する表現があったと認められる場合には、本プロポーザル実施要領16(4)ウに基づき、失格となる場合があります。
4	配点について (別紙3_審査における配点と審査の視点について)	2次審査の配点で-3～+3点などとなっていますが、例えば1次審査で獲得した点数が10点満点の場合、2次審査の結果で、7～13点となる可能性があるということでしょうか？つまり、1次審査で100点、2次審査で20点、合計120点満点ということでしょうか。	お見込みのとおりです。

5	実績の記載について (企画提案書等作成要領)	<p>「提出する書類には商号または名称、代表者氏名、提案事業者、担当者を特定できる文章やロゴマーク等の表現は使用しないこと」とございますが、特定できる文章とはどのようなものがあげられますでしょうか？技術力や実績のアピール、独自性の提案に繋がる文章である可能性があります。商号または名称、代表者氏名、ロゴマークのみ記載しないとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>「提案事業者、担当者を特定できる文章」も記載禁止の対象となります。</p> <p>これは、公平かつ客観的な審査を確保するため、提案内容以外の要素によって審査が影響を受けることを防ぐことを目的としています。</p> <p>そのため、技術力や実績のアピール、独自性の提案に繋がる文章においても、提案事業者、担当者を想起させる表現は避けてください。</p> <p>提案事業者、担当者を想起させる表現としては、担当したプロジェクトの具体的な名称、担当したことを特定することができる特定のウェブサイトや SNSアカウント、出版物、論文の言及などをいいます。</p>
6	提案書の表現について (【参考資料】技術提案における視覚表現の取扱いについて)	<p>国土交通省における「技術提案における視覚的表現の取扱い」の主なルールは、「表現」について過度な見栄えによる評価の偏りを防ぎ、提案内容を主軸とする公平な評価が基本と考えます。提案者が「過度な見栄え＝許容されない表現の例」を1次審査の提案書で提出してきた際は、減点対象として判断されますでしょうか。</p>	<p>技術提案の評価にあたっては、文章や文章を補完するイメージ図等の内容を評価することが基本であり、イメージ図等の見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。</p> <p>なお、「技術提案における視覚的表現の取扱い」から逸脱する表現があったと認められる場合には、本プロポーザル実施要領16（4）ウに基づき、失格となる場合があります。</p>
7	2次審査の表現について (【参考資料】技術提案における視覚表現の取扱いについて)	<p>国土交通省における「技術提案における視覚的表現の取扱い」の主なルールは、「表現」について過度な見栄えによる評価の偏りを防ぎ、提案内容を主軸とする公平な評価が基本と考えます。提案者が「過度な見栄え＝許容されない表現の例」を2次審査のプレゼン資料、動画などで提出してきた際は、減点対象として判断されますでしょうか。</p>	<p>技術提案の評価にあたっては、文章や文章を補完するイメージ図等の内容を評価することが基本であり、イメージ図等の見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。</p> <p>また、提案内容をわかりやすく伝えるための動画の使用は認めますが、本プロポーザル実施要領16（4）ウに基づき、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合には、失格となる場合があります。</p>

8	参加資格について（公募型プロポーザル実施要領）	本業務の性質上、一貫した品質管理や迅速な意思決定が求められると考えます。共同企業体による参加を認める場合、意思決定プロセスや品質管理体制についてどのような要件を想定されていますか。	令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿「建築士事務所」に登録されている者であることを参加資格としているため、共同企業体についても登録がなければ参加はできません。主たる業務以外の再委託については、提案書に基づき評価します。
9	業務実績について（公募型プロポーザル実施要領）	評価対象となる同種業務実績について、当該業務における責任の所在が明確であることが求められると考えます。会社実績、個人実績とともに共同企業体での実績を評価する場合、責任範囲や業務分担をどのように確認されますか。（JV比率〇〇%以上など）また、その実績はJV比率によって点数が変化すると考えてよろしいでしょうか。	同種業務実績については、参加資格の有無を確認するために使用するものであり、評価対象としておりません。共同企業体（JV）における同種業務実績については、確認の必要があると判断した場合、契約書等の写しの提出を求めることがあります。
10	京阪との境界確定	敷地境界については、京阪電鉄との境界確定は必要でしょうか。	京阪電鉄との境界確定は必要ですが、本市において境界確定を行い、業務実施に当たっては本業務受託者と共有する予定です。
11	質疑回答について (公募型プロポーザル実施要領)	回答日は3月3日（火）予定とございますが、参加検討やメンバーの選定に影響がでるため、貴市HP上に随時または定期的に回答を載せていただくことは可能でしょうか？	最終回答は3月3日（火）に掲載予定ですが、随時、回答（案）をホームページに掲載します。